

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」の早期成立を求める意見書

2024（令和6）年 5月 31日

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

代表理事会長 河上 正二

（連絡先）代表理事副会長 永沢裕美子

樋口 容子

nacs-jimukyoku@nacs.or.jp

意見

2024年3月1日、「消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。5月30日に衆議院本会議において全会一致で可決され、今後、参議院で審議される予定ですが、今国会の会期末が6月23日に迫り、他にも法案が目白押しの中で、今国会での成立が危ぶまれる状況にあります。

この法律案は、インターネット取引の拡大に伴い、オンラインモール等を通じて消費者が製品を購入する機会が増大している状況に対応し、海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するものです。消費者が安全・安心に暮らせる社会の実現に不可欠な法律であり、今国会で成立することを強く期待いたします。

理由

1. インターネット取引の拡大への対応

重大製品事故（死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病、火災等）に占めるインターネット取引で販売された製品による事故の割合は年々増加する傾向があり、2022年では19.4%でした。製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）における義務を負うのは「製造または輸入の事業を行う者」です。しかし、オンラインモール等を通じ、海外事業者が国内の輸入事業者を介さずに直接国内の消費者に対して販売する場合、このような義務を果たすべき製造・輸入事業者が国内に存在しないため、製品の安全確保や重大製品事故の報告が適切に行われない状況が起きています。国内における責任者（国内管理人）の選任などに関する規制を整備することが急務です。

2. 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応

マグネットセットや水で膨らむボールを乳幼児が誤飲する事故が発生したことを契機として、2023年5月に、これらの製品を消費生活用製品安全法の特定製品に指定し、技術基準に適合しないものの販売が規制されることになりました。現状国内では、これら2つの製品を除

く玩具等の子供用製品は法的規制の対象になっていませんが、諸外国では事前規制の対象として販売が規制されています。玩具では、これまで民間の自主的取組として日本玩具協会が運用するS Tマーク制度が運用されてきましたが、市場におけるS Tマークの普及率は6～7割程度であり、S Tマークを取得していない製品については、諸外国で技術基準を満たさない製品として販売停止になった玩具があったとしても、それは法的規制の対象外です。

とくに低年齢の子供は、自身では使用上の注意を理解できないため、製品そのものの安全を確保するとともに、その製品の正しい使用方法が保護者等に理解されることが必要です。玩具をはじめとした子供用製品による事故を未然防止するためには、前述の製品のように事故が起こってから規制対象にするのではなく、あらかじめ事前規制の対象として国が定める技術基準への適合や警告表示等を求め、その義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないようにすることが求められます。

以上

※参考資料

「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 中間取りまとめ」
令和6年2月

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/20240207_1.pdf